

あがた居宅介護支援事業所

感染予防対策(第四版)

①手洗い

- ・出勤時や訪問から戻ってきた際、手洗い実施。洗えない時はアルコールによる手指消毒。
- ・各自アルコール持参し、利用者宅訪問時及び訪問後は手洗い。手洗いが出来ない場合はアルコールによる手指消毒。
- ・3カ月に1回の手洗いチェック。自己評価しチェックリストへ記載。

②マスク

- ・マスク着用の徹底。
- ・通勤時、業務中は常時マスクを着用し、汚染時は交換。
- ・着脱はマスク表面を触らずゴム部分を持って行なう。

③換気

- ・居宅内は常時換気扇を回す。
- ・扉は常時10cm程度開け、朝と午後の消毒時には扉を全開放。
- ・車の運転時、窓を四面3cm以上開ける(天候によりそれ以上開放)。

④環境整備

- ・1日2回、朝と午後にポリエチレン手袋を着用し消毒。一方向に拭き取る。
- ・朝はグレーのキッチンペーパーを使用し、次亜塩素酸水。
- ・午後はグレーのキッチンペーパーを使用し、次亜塩素酸ナトリウム(ミルトン)で拭き、その後白色のキッチンペーパーで水拭きする。

時間	消毒実施場所
朝	机、椅子、扉の取っ手、スイッチ、電話、PC等機器類
12時半から1時頃	机、椅子、扉の取っ手、スイッチ

- ・掃除機掃除は週2回(木・土曜日12時半から1時頃)。

⑤体調管理

- ・毎朝、検温と体調チェック。出勤時と退勤時に体温測定し用紙に記入。
- ・37.0℃以上の体温、倦怠感などの体調不良の場合は川合GMに報告、相談。
- ・家族が陽性者や濃厚接触者(疑いも含む)、発熱した場合は速やかに報告・相談。

⑥その他

- ・打ち合わせは可能な限り密を避けるよう、間隔を取る。
- ・来訪者には検温と手指消毒、マスク着用、名簿記入をお願いする。
- ・月1回、居宅カンファレンスで修正の必要はないかを確認し、見直す。
- ・ご利用者及びご家族の発熱等の連絡が入った場合、各事業所と連携し迅速に対応。
- ・ホーム入居者との面会はホーム面会状況に合わせて行なう(ZOOM・ビデオ面会)。面会時間は15分。
- ・フロアでの面会時は、フェイスシールド着用し、談話室又は食堂で面会する。